

国住指第 433 号
国住街第 159 号
令和 6 年 3 月 29 日

各都道府県知事 殿

国土交通省 住宅局長
(公印省略)

脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する
法律等の一部を改正する法律等の施行について

脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 69 号。以下「改正法」という。）が令和 4 年 6 月 17 日に公布され、その一部については令和 6 年 4 月 1 日から施行されることとなった。

また、脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（令和 5 年政令第 280 号）及び脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国土交通省関係省令の整備等に関する省令（令和 5 年国土交通省令第 95 号）についても、同日から施行されることとなった。

については、今回施行される改正法等による改正後の建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号。以下「法」という。）、建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号。以下「令」という。）、建築基準法施行規則（昭和 25 年建設省令第 40 号）及び関連する告示の運用について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言として、下記のとおり通知するので、その運用に遺憾なきようお願いする。

貴職におかれては、貴管内特定行政庁及び貴職指定の指定確認検査機関に対しても、この旨周知方お願いする。

なお、国土交通大臣指定又は地方整備局長指定の指定確認検査機関に対しても、この旨通知していることを申し添える。

記

第1 耐火建築物に係る主要構造部規制の合理化（法第2条第9号の2イ関係）

耐火建築物においては、全ての主要構造部を耐火構造等とすることとされていたところ、火災時に損傷しても建築物全体の倒壊・延焼に影響しない主要構造部については、火災時の損傷を許容し、耐火構造等とすることを不要とした。

第2 大規模木造建築物の主要構造部規制の合理化（法第21条第2項関係）

延べ面積が3000㎡を超える大規模な木造建築物等について、大断面の木材をあらわしで使用する構造等が可能となるよう、性能規定化を行い、その必要な性能を有する構造として、建築物の周囲への放射熱の影響が避難上及び消火上必要な機能の確保に支障を及ぼさないものとなるよう延焼を抑制する構造を追加した。

第3 防火規制に係る別棟みなし規定の創設（法第21条第3項、第27条第4項、第61条第2項関係）

法第21条第1項及び第2項、法第27条並びに法第61条等の適用について、二以上の部分で構成される建築物において、高い耐火性能の壁等で区画されている等の一定の要件を満たす場合には、当該二以上の部分を別の建築物として取扱い、各々の建築物毎にこれらの防火規制を適用することとし、低層棟など一部の部分については適用を除外することを可能とした。

第4 防火壁の設置範囲の合理化（法第26条関係）

延べ面積1,000㎡超の建築物（耐火建築物等を除く。）について、1,000㎡以内毎に防火壁等の設置を求めているところ、他の部分と防火壁等で有効に区画された1,000㎡超の耐火構造等の部分には、防火壁等の設置を不要とした。

第5 防火避難規定に係る既存不適格建築物の増築等に係る規制の合理化（法第86条の7関係）

既存不適格建築物に係る増築等時における制限の緩和の対象に防火避難規定を追加し、各規定毎に、小規模な増改築、規定の適用上別棟とみなすことができる部分の増築や屋根・外壁に係る大規模な修繕・模様替等、一定の範囲の増築等時においては、現行基準に適合するための改修を行うことを不要とした。

第6 接道義務等の規定に係る既存不適格建築物の増築等に係る規制の合理化（法第86条の7関係）

既存不適格建築物に係る増築等時における制限の緩和の対象に法第 43 条第 1 項及び法第 44 条第 1 項の規定を追加し、市街地の安全性等が損なわれない一定の範囲の大規模の修繕・模様替を行う場合においては、現行基準に適合するための改修等を行うことを不要とした。

第 7 避難時倒壊防止構造の合理化（令第 110 条第 2 号関係）

法第 27 条第 1 項の規定に適合する構造（避難時倒壊防止構造）に法第 21 条第 1 項に適合する火災が消火の措置により終了するまで、倒壊及び延焼を防止する構造（火災時倒壊防止構造）を追加した。

第 8 吹抜き等の空間を設けた場合における防火区画（面積区画）に係る規定の合理化（令第 112 条第 1 項ただし書及び第 3 項関係）

建築物の二以上の部分が吹抜き等一定規模以上の空間に接する場合であって、令第 112 条第 3 項の規定が適用される建築物の当該空間部分については、令第 112 条第 1 項の規定による面積区画を適用しないこととした。